

介護の普及啓発事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱に基づく介護の普及啓発事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業目的

地域住民等に対して、介護や介護の仕事の魅力・やりがいを普及啓発し、介護に関する理解を深めることにより、介護職への関心を喚起するとともに、入職者のすそ野を広げ、人材の参入促進を図る。

3 事業内容

介護や介護の仕事の理解促進・普及啓発のため、愛知県内で実施する以下の事業に必要な経費を補助する。

(1) セミナー・講習会等事業

介護に従事していない者に対して、介護や介護の仕事についての理解を深めることを目的とするセミナー・講習会等（介護従事者向けの研修を目的・内容とするもの及び介護福祉士養成施設が自己の施設の生徒のみを対象に行うものを除く。）

(2) イベント事業

介護や介護の仕事に対する理解促進を目的とした講演会等PRイベント、就職フェア（就職説明会・職場説明会）等のイベント（開催規模を来場者100名以上と想定するものに限る。）

(3) 介護の職場体験事業

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して実施する介護サービスの職場体験

(4) 普及啓発資材等作成事業

介護に関する普及啓発を目的としたリーフレットやポスター等の作成等

4 事業の実施主体

各事業の実施主体（以下「実施主体」という。）は次のとおりとする。

ただし、実施主体は、適切な事業運営が確保できると認められる団体（以下「団体」という。）に委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

(1) セミナー、講習会等事業

市町村（介護保険の保険者である広域連合を含む。（以下、この表において「市町村等」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年五月二十六日法律第三十号）第40条第2項第1号から3号に基づく介護福祉士養成施設（以下、「介護福祉士養成施設」という。）を運営する法人、福祉関係職能団体、介護保険

法（平成 9 年法律第 123 号）及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく事業所・施設（以下、「介護事業所」という。）を運営する法人、その他介護分野の専門性を有する団体

(2) イベント事業

市町村等

(3) 介護の職場体験事業

市町村等

(4) 普及啓発資材等作成事業

市町村等、介護福祉士養成施設を運営する法人、福祉関係職能団体、介護事業所を運営する法人、その他介護分野の専門性を有する団体

5 その他

- (1) 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている場合は補助の対象としない。
- (2) 本事業の補助対象とするセミナー・講習会等、イベント及び職場体験は、愛知県内で実施するものに限る。
- (3) セミナー・講習会等、イベントの実施方法については、感染症拡大防止のための書面、WEB等を活用した開催についても対象とする。ただし、WEBを活用するためのシステム導入にかかる経費は対象としない。
- (4) 補助基準額を算出する「1回当たり」は、開催日数の1日間を1回とする。
なお、書面、WEB等を活用した開催については、セミナー・講習会等、イベントの開催期間全体を1回とする。
- (5) 本補助対象事業を他の事業の一部として実施する場合、本補助事業に係る必要経費は他の事業と可分なものとし、明確化しなければならない。
- (6) この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 14 日に施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 14 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。